

一 般 行 政 報 告

平成20年 第4回定例会 (6月)

《 目 次 》

- 1 市民サハリン交流団の派遣について・・・・・・・・・・ 1
- 2 社団法人 宗谷畜産開発公社の農地等の資産処理について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 学校法人稚内北星学園大学の経営と理事の就任について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 株式会社 稚内シーポートプラザの現状について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 ごみ処理手数料見直しに関する答申について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
.
- 6 稚内メガソーラープロジェクトの進捗状況等について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

平成 20 年・第 4 回稚内市議会定例会の開催にあたり、6 項目につきまして一般行政報告をさせていただきます。

◎ 第 1 点目は、「市民サハリン交流団の派遣」についてであります。

まず冒頭に、国土交通省「みなと振興交付金事業」全国第一号の認定を受け建設を進めてきた「国際旅客ターミナル」が、去る 5 月 12 日、中央埠頭にオープンしたことをご報告申し上げます。

また同日、ハートランドフェリー株式会社 所有の「稚内フェリーターミナル」が同埠頭にオープンいたしました。これにより、サハリンと離島への旅客ターミナル機能の集約が図られました。

市では、昨年から「海」を統一テーマとして、様々なメモリアル事業を展開しておりますが、今年、稚内港開港 60 年の節目の年であり、この記念すべき年に、国際・離島のフェリーターミナルが、それぞれ完成しましたことは、誠に喜ばしい限りであります。

さて、この新国際旅客ターミナルから出港する記念すべき初便で、稚内・コルサコフ定期航路 日本船就航 10年、並びに稚内港開港 60 年記念事業の一環として「市民サハリン交流団」一行 27 名を派遣いたしました。

期間中は天候にも恵まれ、コルサコフ、ユジノサハリンスク、ネベリスクの各友好都市を訪問し、多くの方々と交流を図ってまいりました。

昨年 8 月に震災にあったネベリスク市は、予想以上に復興が進み、市内の随所で新しい住宅等の建設が行われておりました。ネベリスク市長からは、本市のこれまでの支援に対し、深い感謝の意を表していただきました。

また、友好 3 都市で開催した「琴の公演」では、日本古来の楽器である「琴」の音に大きな関心が集まり、特に、ロシア民謡「カチューシャ」の演奏では、観衆が一緒に歌う場面もあり、終了後には盛大な拍手をいただく等、友好のひとこまを飾りました。

一方、交流団の行事とは別に、今後さらに経済交流を促進するため、市として、稚内日ロ経済交流協会とともに、コルサコフ、ユジノサハリンスク両市と州政府に対し、コルサコフ港のターミナル建設などについて要請を行ってまいりました。

その中で、新ターミナル建設については、既に、州政府が中央政府に改築プランを提出し、実現に向けて努力している旨の回答をいただいております。

また、定期航路の利用促進を図るため、州政府の観光関係者や地元旅行事業者を対象に観光プレゼンテーションを開催し、稚内へのツアー商品企画を強く要請してまいりました。

今回の市民交流団派遣事業では、また一步サハリンと本市との結びつきを深めることができましたが、近年、著しく発展するサハリン経済に注目しながら、今後も人的・経済的交流を推進してまいりたいと考えております。

◎ 第2点目は、「社団法人 宗谷畜産開発公社の農地等の資産処理」についてであります。

宗谷畜産開発公社については、これまで経営継承に至る経過、地域の環境対策、一部資産の処理などについて報告させていただきましたが、その後の経過と今後の方向について報告させていただきます。

まず、施設の処理についてであります。平成19年度に牛舎等の施設と施設用地及び農機具を株式会社宗谷岬牧場に売却し、その売買代金を有利子借入金の定期償還等に充てました。

その結果、平成19年度末の同公社の債務は、市からの無利子貸付金5億円と、民間金融機関からの長期借入金10億4千6百万円の合計15億4千6百万円となりました。

今後の宗谷畜産開発公社のあり方については、これまで北海道及び関係団体、金融機関と協議を行って参りま

したが、債務処理について見通しが立った時点で、解散することとしております。

資産の処理につきましては、農用地 1 千 375 ヘクタールは、「稚内市農地保有合理化事業」により、また、風力発電施設用地は通常の売買契約により市が取得予定であり、これらに伴う土地購入費は、本定例会に関連予算案を提出しております。

これからのスケジュールとしては、7月末に「稚内市農地保有合理化法人」を設立し、8月中に公社資産の取得を行い、宗谷畜産開発公社の解散は、本年 10 月頃を予定しております。

残された債務の処理につきましては、市の貸付金 5 億円は現有資産で返還し、市が損失補償を行っている長期借入金について条件緩和が受けられるよう、現在、金融機関と協議を進めているところであります。

◎ 第3点目は、「学校法人 稚内北星学園大学の経営と理事の就任」についてであります。

既に新聞報道等でご承知のとおり、稚内北星学園大学では、新体制の理事会が構成され、本市からも理事1名を就任させたところであります。

この度の理事の選出につきましては、任期満了の改選期に際し、健康上の理由等により理事長及び理事・監事合わせて6名から辞任の申し出があり、新たな理事・監事に就任いただいたものであります。

市からは、さらに連携を密にしていかなければならないとの考えから、これまでの監事1名に加え、新たに理事として教育部長を就任させました。

大学においては、大変厳しい状況の下、昨年12月の理事会において人件費等の支出削減などを盛り込んだ「経営改善計画」を決定し、新たな学長と教授会を中心に、あらゆる面での経営改革に取り組んでおります。

再建には、この経営改善計画を確実に実行することが必須であり、市としてもこれを支援するため、同計画を執行管理するための組織を大学と共同で設置することとし、教育委員会に稚内北星学園大学担当主幹を配置して、一層緊密な連携を保ちながら対応していくことといたしました。

今後におきましても、稚内北星学園大学が稚内市民に愛される、より地域に根ざした大学として存続するため、理事会を始め自らが経営基盤を強固にし、着実に改革を実行していくことで、今の厳しい局面を克服していかなければならないものと捉えておりますし、本市としてもその実現に向けて、積極的に関わってまいります。

◎ 第4点目は、「株式会社 稚内シーポートプラザの現状」についてであります。

稚内シーポートプラザの経営再建策につきましては、先の議会で増資に対する市の新たな株式引受について承認いただき、先般、実行したところであります。

この間、市民の皆様方や議員各位には、ご心配をおかけしましたが、市の方針をご理解いただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

現在、稚内シーポートプラザでは増資を実施したのち、今後の経営再建に不可欠な長期借入金の償還期間の変更に向け、関係者と協議を進めているところであります。

この償還期間の変更につきましては、8月末予定の定時償還期日前の決定を目指し、市中金融機関のご理解を得ながら、現在、政府系金融機関との詰めを進めており、これらが整い次第、金融機関会議を開催する予定となっております。

なお、平成 19 年度決算におきましては、4 月臨時会でもお示ししたとおり、最終的には当期損失が 1 億円を超える、非常に厳しい実績となりました。

また、直近の経営状況につきましては、5 月末までの 2 ヶ月間は、おおむね計画に沿った収入実績を上げており、今後とも鋭意努力し、計画を上回る増収が図られることを期待するとともに、市としても連携・指導を強化してまいりたいと考えております。

平成 19 年度決算の詳細につきましては、6 月 27 日開催予定の株主総会以降に、また、本年度 6 月までの四半期の状況は、まとまり次第、改めてご報告申し上げます。

◎ 次に、「ごみ処理手数料見直しに関する答申」について
であります。

「家庭系ごみの有料化」と「事業系・産廃系ごみ処理
手数料の見直し」につきましては、昨年 11 月に稚内市
廃棄物減量等推進審議会に諮問したところであり、5 月
12 日に最終答申を受けました。

その結果、市民生活に直結する「家庭系ごみの有料化」
については、既に報告しておりますとおり、1 月の中間
答申においては、「10 月からの実施が妥当」との判断を
いただいておりますが、その後の検討を経て、最終答
申は、「事業系・産廃系ごみ処理手数料の見直し時期と併
せて、平成 21 年 4 月の実施を望む」との内容でありま
した。

その場合、降雪期の、駆け込みによる家庭系ごみの大
量排出が予想され、交通等への支障が懸念されることか
ら、これを防止するため、出来るだけ早い時期から周知・
徹底を行うことが必要であると考えております。

また、「事業系・産廃系ごみ処理手数料」については、家庭系のごみ処理手数料の額を基本にご審議いただき、その結果、「大幅な引上げが必要であるが、今日の中小企業を取り巻く経営状況等を勘案し、3年程度の段階的な引き上げにより、激変緩和を望む」との意見も添えられました。

市としては、今回の答申内容を重く受け止め、「家庭系ごみの有料化」と「事業系・産廃系ごみ処理手数料の見直し」について、いずれも明年4月に実施することとし、本定例会において、必要な条例改正案と関連予算案を提出しております。

既に4月から実施している「金属ごみ」や、7月から開始する「容器包装プラスチック」の分別はもとより、今後は、循環型社会の実現に向け、将来展望に立った総合的な減量化・資源化を進めていく必要があります。

生産、流通、消費の全ての段階で「ごみを最小限に抑え、出されたごみを最大限に活用し、ごみ処理に伴う環

境負荷を最小限に抑制する」という基本方針を、様々な分野で浸透させ、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを推進して参ります。

なお、答申の付帯意見として付け加えられた「ごみ減量化と資源化の一層の推進」、「環境教育の推進」、「ごみの減量が難しい世帯への減免措置」、「事業系や産廃系ごみの減量化と資源化」等の事項については、施策化できるものから随時実施して参ります。

◎ 最後に「稚内メガソーラープロジェクトの進捗状況等」についてであります。

ご承知のとおり、平成 18 年度から、太陽光発電の実証研究を行うための「稚内メガソーラープロジェクト」が開始されました。

この施設が完成すると、国内最大級の太陽光発電施設となりますが、現在、全体計画の 40%にあたる 2,000kw の太陽光発電用パネルの設置が終了した状況であります。

本年度も引き続き、パネルの設置作業を進めるとともに、安定的な発電システム構築を目指すための開発・検討がなされる予定であります。

本年は、折しも 7 月に、環境サミットと言われる「北海道洞爺湖サミット」が開催されます。

本市においてもそのプレイベントとして、先月そして今月と、外務省等による外国特派員プレスツアーの視察

が実施されるなど、風力発電とともに、自然エネルギー導入に積極的な都市として、内外の注目を集めていると実感しているところであります。

そうした中、このたび経済産業局より、この洞爺湖サミットで、本市のメガソーラーで発電された電力を「グリーン電力証書」として使用することが内定した、との情報を受けました。

後日、正式発表される予定であるとのことですが、地球温暖化防止に向けた本プロジェクトが、全世界に発信される素晴らしい機会であると、大変喜ばしく受け止めております。

以上、6項目をご報告申し上げ、私の一般行政報告とさせていただきます。有難うございます。